

子どもの権利条約第1読会草案の研究

——子どもの権利保障の国際的動向——

世取山 洋 介

目次

はじめに

- I 他の国際文書と比較した場合の本条約案の特徴
 - A 子どもの権利に関する総合的国際文書との比較
 - B 子どもの権利に関する個別的国際文書との比較
 - C 人一般の権利に関する総合的国際文書との比較
- II 子どもの精神的自由、子どもの意見表明権の承認について
 - A はじめに
 - B 子どもの精神的自由の承認について
 - 1 原型としての第7条 bis
 - 2 原型の拡大
 - 3 まとめ
 - C 子どもの意見表明権の承認について
 - 1 審議過程にみる原型
 - 2 第3条2項との関係
 - 3 第3条1項との関係
 - 4 第7条 bis, 第7条 ter との関係
- III まとめ

注

資料1 第1読会草案(部分)日本語訳, 原文(=英文)

資料2 国連・子どもの権利条約第1読会草案の採択経過一覧

(喜多明人氏作成「教育評論」1988年9月号22, 23頁より)

はじめに

今年1989年の国連総会において子どもの権利に関する総合的な条約案である「子どもの権利条約」案(Draft Convention on the Rights of the Child)(以下本条約案)が採択されようとしている。

1959年に子どもの権利宣言が採択されて今日に至る30年の間、子どもの権利を保障するための多くの国際文書が様々な国際機関において採択されてきた¹⁾。しかし、子どもの権利に関する総合的な条約の採択の試みはこれが初めてであり、子どもの権利の国際的保障の動向に新た

な1ページが付け加えられることとなりそうである。

本条約案作成の動きは、今から11年前の1978年、子どもの権利宣言をそのまま条約に昇格させようとの国連人権委員会におけるポーランドの提案に由来する。これは、その翌年の1979年に予定されていた国際児童年に向けての動きであった。しかし、この提案は、主として二つの理由により退けられた。その理由の第1は、「宣言」をそのまま「条約」に昇格させることに対する疑問に由来する。つまり、子どもの権利宣言の中には内容が抽象的な条項があり、必ずしも法的拘束力を有する条約の形式になじまない、という理由である。理由の第2は、他の国際文書との関連を考慮した上で、条約を作成すべきではないかという見解に基づくものである。すなわち、子どもの権利宣言以後多様な領域において採択されてきた子どもの権利を保障するための国際文書の蓄積の上に条約を作成すべきであり、単に子どもの権利宣言を条約化するだけでは、子どもの権利に関する新しい課題に答えられないという理由である²⁾。

法形式的理由および内容的理由から、1979年に子どもの権利宣言を条約に昇格せんとする提案は退けられたが、条約という法形式と整合的でしかも子どもの権利の現代的課題に答えられうる条約を作成するための動きは継続された。ポーランドは1979年に新しい原案を国連人権委員会に提出し³⁾、それをたたき台とした逐条審議が、国連人権委員会に設置されたワーキンググループに於て開始されたのである。その後10年間の審議を経、1988年2月に第1読会(first reading)草案が完成した⁴⁾。そして、テクニカルレビュー、第2読会(second reading)を経て、本稿執筆時(1989年3月10日)においてワーキンググループ案が出来上り、人権委員会総会における採択、国連総会における採択を待つばかりとなっているのである⁵⁾。

さて、本稿は、第1読会草案を資料として、以下の二つのことを目的とする。第1に、以上のような経過を経て作成されてきた条約案が、これまでの子どもの権利に関する国際文書と比較した場合如何なる特色を有し、またどのような問題点を有しているのかを考察すること。第2に、本条約における最も大きな特色の一つである、

子どもの精神的自由の承認(7条 a, 7条 bis, 7条 ter) および子どもの意見表明権の承認(7条)の意義について考察を加えることである。

I 他の国際文書と比較した場合の本条約案の特色

子どもの権利に関連する国際文書は次の3つの一般的なカテゴリーに分類される。子どもの権利に関する総合的な国際文書、子どもの特定の権利に関する個別的国际文書およびおとなも含めた人一般の人権に関する国際文書である⁹⁾。これらの3つの国際文書と比較した場合の本条約案の特徴を指摘しておこう。

A 子どもの権利に関する総合的国际文書との比較

子どもの権利に関する総合的国际文書として子どもの権利宣言がある。これと比較した場合、本条約案は、次の特徴を有している。

第1に、子どもの権利宣言はまさに「宣言」(Declaration)であるため子どもの権利保障の実行性を担保するための実施措置を規定していないが、本条約は「条約」であるため、子どもの権利に関する実体的規定のみならず、実施措置に関する規定を有している。具体的には、本条約案によって新しく国連人権委員会に設置される子どもの権利委員会(Committee on Rights of the Child)への締約国による報告義務を定めている(第1読会草案第21条以下)。

第2に、子どもの権利宣言は子どもの経済的文化的権利が中心となって実体的規定が構成されており、もっぱら子どもを保護の対象として取り扱っているのに対し⁶⁾、本条約案は、経済的文化的権利を子どもの権利宣言以上に手厚くした上、精神的自由に関する規定と子どもの意見表明権に関する規定を置いている。すなわち、子どもを権利保障の客体としてのみ見取り扱うのではなく、人権の行使主体としても取り扱っている点に特徴がある⁷⁾。

第3に、子ども権利宣言は、子どもの権利をその保障主体との関係においてとらえるというよりは、子どもの権利を権利保障主体から独立して取扱い、子どもに認められる権利のみを明示するという構成をとっている。「親、個人としての男女、篤志団体、地方行政機関および政府」を子どもの権利保障主体として前文において一般的に列挙しているが、如何なる子どもの権利につき、如何なる権利と義務とを各権利保障主体が有しているのかということ、さらには、各保障主体間の関係については、明示的ではない⁸⁾。これに対し、本条約案は、子どもの養育と発達に対する第1次的責任を親に認めると同時に(第8

条)、子どもの権利ごとに⁹⁾、親と国家との関係について整序しようとの試みをなしている。

B 子どもの特定の権利に関する個別的国际文書との比較

子どもの特定の権利に関する個別的国际文書は、ILO、UNESCO等の国際機関において多様な領域にわたり作成されている。これらの国際文書と本条約案との関係を総合的に保つべきだとの見解が、1978年のポーランド提案に対してなされたことはすでに説明したが、その後の審議の中で、国際文書の調査、整理、そして新しい課題の発見という手続きが、ワーキンググループ内で行われた形跡はなく、1979年ポーランド原案の各条審議にすぐ入ってしまった。既存の国際文書との関係が意識的に整理されているわけでない。従って、他の国際文書の繰り返してある条項¹⁰⁾、既存の国際文書から内容が後退すると考えられる条項¹¹⁾、またこれまで国際文書において「条約」化されていなかった領域に関わる条項¹²⁾が入り交じるという結果が生じてしまっている。

このような問題点があるとはいえ、1979年ポーランド原案の逐条審議から始まった本条約案は、構成メンバーの限定のない(open-ended)ワーキンググループへの多数の国の代表およびNGOによる参加がなされたことによって、結果として¹³⁾、既存の子どもの権利に関する個別的国际文書の蓄積の上に、子どもの権利のリストを明示することとなっている。

C 人一般の人権に関する総合的な国際文書との比較

子どもに限定することなく人一般の人権に関する総合的な国際文書として、世界人権宣言および国連人権規約(A, B)が存在する。本条約案の特徴はさきに指摘した通り、社会経済的権利のみならず、精神的自由を含んでいる(政治的権利については含まれていないが)ところにあり、本条約案において、国連人権規約Bから、多くの条項が導入されている。

II 子どもの精神的自由、意見表明権の承認について

A はじめに

本条約案において、子どもの精神的自由と、子どもの意見表明権が認められたことがその特徴となっていることを指摘した。これらの条項は、日本においても、国内における子どもの人権侵害状況からみて、注目を集めていくことであろうと考えられる。そこで、次に、これらの権利の意義をどの様にとらえればよいのかについて、

考察を加えていこう。

B 子どもの精神的自由の承認について

1. 原型としての第7条 bis (子どもの思想・良心・宗教の自由)

(a) 草案の内容と審議の経過

子どもの精神的自由に関する条項は、第7条 a, 第7条 bis, 第7条 ter である¹⁴⁾。まず第7条 bis が、第38会期に提案され、第39, 40会期において審議され、第40会期において採択された。次に第7条 a, 第7条 ter が第42会期において提案され、第42, 43, 44会期において審議され第44会期において採択されている。第7条 a, 第7条 ter を導入すべきとの提案はいずれも米国によってなされた。

この条約の構成を大きく捉えれば、子ども自身が有している自由を明記している部分(第1項, 2項)と子どもの権利行使に際し親の有している権利を義務とを明示している部分(第3項, 4項)とから成り立っていることが理解できる。そして、細かくみていくと、第1に、子どもの思想・良心および宗教の自由への権利を明示していること(第1項)、第2に、この権利に含まれるべき具体的な権利内容を明示していること(第2項)、第3に、「自己の宗教もしくは信念」を表明する場合の制約条件を列挙していること(第2項)、第4に、子どもが同権利を行使するにあたって親が子どもに指導を与える権利および義務を有し、それを締約国が尊重しなければならないことを明示していること(第3項)、第5に、子どもとその親が自らの選択した宗教教育および道德教育を確保する自由を締約国が尊重しなければならないことを明示していること(第4項)がその特徴となっている。

(b) 審議の内容

以上のような構成を前提として議論が開始されたのは、英国が、第38会期に提出された米国原案に代わる新しい原案を提出した第40会期からである。英国原案は以下のようなものであった。

1. 本条約の締約国は、国際人権宣言、宗教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言及び市民的及び政治的権利に関する国際条約の諸原則および他の関連する国際文書の諸原則に従い、子どもの思想、良心および宗教の自由への権利を認める。

2. これらの権利は、とりわけ、自らの選択によって宗教またはいかなる信条を保持し、採用する子どもの権利、および公共の安全、公の秩序、公衆の健康ならびに道徳に合致するように、自らの宗教または信条

を、個人的ないし他者と共同して、公的あるいは私的に表明する自由を含む。

3. この権利は、この権利の行使に際し、子どもの発達しつつある能力に相応する仕方により、子どもに指導を与える親または法定保護者の権威に服する。

4. 本条約の締約国は、子どもの宗教的教育および道德的教育を確保する子どもの親または適当な場合には法定保護者および子どもの自由を尊重することを約束する¹⁵⁾。

この原案に基づき、1項ずつ審議が行われた。審議の過程の中で、様々な修正が加えられ承認されたが、その中で、宗教に関する親および子どもの権利の対国家的保障の強化という方向で、重要であると考えられる二つの修正がなされた。

第1は、第3項について、フィンランドの提案に基づき「権威」という文言が「権利および義務」に修正され、さらに米国の提案に基づき「この権利は……に服する」という節を「締約国は……尊重しなければならない」に修正されたということである。

第2は、「子どもの宗教教育および道德教育を確保する」という節の中に、「彼らの選択した信念に従い」(in conformity with convictions of their own choice) という文言が挿入されたことである。これは米国が「彼ら自身の信念に従い」(their own convictions) という文言を挿入すべきとの提案に由来する。審議の過程の中で「彼ら」(their) が一体何を指すのかが問題となり、もし子どものことであればこの挿入は不必要であるとの見解がオランダによって表明された。これに対し米国代表は「家族のために緩衝材を用意し、宗教的信念および宗教教育が子どもに強制されること——それは国家の干渉によってなされうるものである——を防ぐために、親と子どもの双方の確信にしたがって教育がなされるべきことを明らかにせんとすることを意味している」¹⁶⁾と説明した。これを受け、オランダが「彼らの選択した信念に従い」(in conformity with convictions of their own choice) という文言に変えて挿入すべきとの意見を提出し、採択に到ったものである。

第1の修正は、親の子どもに対する「権威」を明示することよりも、親の子どもに対する権利と義務を承認した上で、その権利・義務が国家との関係において保障されるべきことを規定することが選択されたと理解できる。子どもが自己の思想・信条・宗教の自由を行使する場合、親がその権利保障主体であり、そのことを国家が尊重しなければならないという原則を明示しているものといえ

る。第2の修正は、第3項の具体的な例である宗教教育、道徳教育につき、子どもと親の双方が合意があつてはじめて、宗教教育、道徳教育が国家によってなされ、両者の一方の承認に基づいてだけでは、なしえないという原則を明示しているものと考えられ、対国家的な保障をより厚くしていく方向で修正がなされたといえる。

これは、既存の国際文書と比較しても、最も手厚い規定となっていることが理解できる。まず、第1の修正については、これまで、子どもの思想・良心・宗教の自由の行使全体に対する、親の権利と義務とを国家が尊重しなければならないとする条項は既存の国際文書の中にはなく、子どもに対する親の権利が拡大したものといえる。さらに、第2の修正についてだが、「市民的及び政治的権利に関する人権規約」第18条4項および「信教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」第5条2項においても同様の規定が存在するが、それはいずれも、宗教的および道徳的教育を確保する自由を、親または法定保護者の選択にのみかからしめているのである¹⁷⁾。

(c) 意義と残された問題

以上のような審議を経て採択されたこの条項は、子どもの思想、良心、宗教の自由に関わる親の権利を対国家的に保障することを明記した点にその意義があることはもちろんであるが、このことに加え、この親の権利を承認する前提として、子どもの保護を目的として国家が法律によってこれらの自由を制限することが認められなかったということにも、この条項の意義を認めなければならない。採択されたテキストを見てわかるように、この条において掲げられている制約事由は、大人のそれと同義であり¹⁸⁾、大人と異った制約事由を設けるべきか否かということは、審議の過程で論点とさえならなかったのである。

しかし、この条項に対しては、イスラム教国であるモロッコから強い反対論が示されている。イスラム教を信ずる親の子はイスラム教以外の宗教を選択することができないとされているモロッコ国内法とこの条項が矛盾するという主張をなし、国内法への配慮を求めたものである。本条項では、親は、助言、指導をなすことができるとされているのであり、子どもの宗教を決定する権利を親に認めているわけでない。子どもに対する親の権利と義務とを対国家的に保障しているものの、親と子どもとの間の関係については、親による決定というよりは子どもによる決定という方向で草案が成立しているため、このような反論が出てきたわけである。この点議論はなされておらず、残された問題となった。

子どもの思想、良心、宗教の自由の承認にともなうて示された、子ども、親、国家の三面関係を規律する以上のような型は、この後、他の市民的自由の原型となっていること（従って、同じ問題が残されていること）を次にみていこう。

2. 原型の拡大

(a) 審議の経過

子どもの表現の自由を定めた第7条 a、子どもの結社の自由、平和的な集会の自由を定めた第7条 ter、および子どものプライバシーの保護を定めた第7条 quater の原案は、1986年第42会期において米国より提案された。原案は第7条 ter という一つの条文の中に、それぞれの自由の保障を明示した項から構成され、それぞれの自由が子どもにも認められることを明示した条項の他に「本条項は、親または法定保護者の、子どもの発達しつつある能力と相応する仕方で行使されなければならない、合法的権利と義務に影響を与えるものと解釈されてはならない。」¹⁹⁾という条項が存在していた。

提案理由は、第1に子どもの市民的自由および政治的自由的保護は米国において基本的に重要であるということ、第2に、条約草案に定義されている“子ども”には、社会へ十分かつ効果的に参加するために必要な技術をすでに獲得している青年を含んでいるということ、第3に条約草案が宗教の自由への権利をすでに保障していること、第4にこれらの権利は国際人権宣言および国際人権規約において承認されているということであった。

1987年第43会期において子どもの精神的自由を含むこれらの自由を認めることについての総論的問題についての審議が、1988年第44会期においてそれぞれの自由についての逐条審議が行われ、第44会期において採択されている。そして、逐条審議の過程においても、総論的問題が繰り返し論議されている。

(b) 審議の内容

総論的問題についての議論の柱は、第1に、他の国際文書、とりわけ「市民的及び政治的権利に関する国際規約」との関係についての議論、第2に、子どもに精神的自由の享有主体性および子どもの利益の保護を目的とした国家による制約の是非に関する議論、第3に、米国提案にあった親の権利についての独立した一般的規定を設けることの是非およびその内容に関する議論であった。

(i) 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」との関係

精神的自由に関する条項（表現の自由、結社・平和的な集会の自由）を追加するという米国の提案に対し、ソ連によって「提案がなぜ特定の市民的・政治的自由に焦

点を当て、他のものを無視しているのか²⁰⁾との疑問が提出された。これはこの提案がなされた以前の会期において、ソ連が第6条 bis として「本条約の締約国は、子どもが経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約及び市民的及び政治的権利に関する国際規約の精神によりすべての基本的権利を享受すべきことを認める。」との条項を追加すべきと主張していることを前提としている²¹⁾。また、人権規約に認められている人権を個別的に条約草案に導入するのではなく、人権規約との関係を明示した、一般的規定を最終条項としておくべきとの意見もそのときに提出された(提案国は不明)²²⁾。この見解は、ポーランド代表が第19条(b)として「市民的及び政治的権利に関する国際規約及び経済的社会的及び文化的権利に関する国際規約によって子どもが享受している権利を減じる効果を本条約は有しない。」との条項を挿入すべきとの提案に具体化された²³⁾。

しかし、この様な一般条項は導入されなかった。導入されなかったこと理由は、審議要録には書かれておらず、判然としない。しかし、一般条項が導入されなかったことが、本条約案に導入されていない国際人権規約に認められた他の市民的および政治的権利が子どもに認められないということの意味するものでないものと考えられている。例えば、条約草案に関する論稿を早くから発表しているベネットは、国際人権規約の成立過程において、子どもにも人権規約が適用されることが確認されていたこと、そして国際人権規約が「全ての人間」を対象としており、子どもも人間である以上、文理上当然にそうであるとの見解を示している²⁴⁾。筆者もこれと同じ意見である。

(ii) 子どもの精神的自由の享有主体性について

子どもの精神的自由の享有主体性について議論が集中したのは結社の自由、平和的な集会の自由への権利についてであった。まず異論をさしはさんだのは中国である。中国の代理人は、第43会期において、「子どもの能力(intellect)が大人と同程度に発達しているものでない」ことを理由に「大人によって享受されているのと同じ程度に、結社の自由、平和的な集会の自由およびプライバシーが子どもによって享受されえるものではなく、従って、子どもはその能力(intellect)と相応する活動のみをなしうる」との見解を表明した²⁵⁾。そして、逐条審議に入った第44会期において、

この自由は、意見表明の自由に関する第7条において子どもの年齢と成熟に応じて適切な比重がかけられなければならないと述べられているのと同様に、子

どもの年齢、成熟および発達段階と見合ったものであるべきである²⁶⁾。

と述べ、以下の修正テキストを提案している。

本条約の締約国は、子どもの年齢と成熟に応じ、子どもの結社の自由への権利および平和的な集会の自由への権利を認める²⁷⁾。

この中国の提案は、多くの参加者によって反対された。しかし、子どもの集会・結社の自由の制約事由を列挙している第2項に「子どもの最善の利益の促進」という制限事由を挿入すべきであるとの主張が替わってなされることになった。

ここでの問題は、子どもが自ら権利行使した場合子ども自身に不利益が及ぶ場合がありうるが、この際、子ども自身の利益の保護を目的として国家が子どもの権利を制限しうるのかということである。

この提案に対しては、まず、「市民的及び政治的自由に関する国際規約第22条2項に抵触するような集会の自由への新しい制限を課すものである」²⁸⁾との反論が出された。さらに、「子どもはよりよく保護されるべきであり、子どもの年齢および発達段階により大人からの指導が必要である」、「子どもは自らの利益に反する行動をなしえ、とりわけそれは適切な成熟者がいない場合にそうである」²⁹⁾といった発言がなされた。子どもの特質に着目すれば、子どもに自由を認めるだけでは不十分であり、自由を行使するに当たり誰を「適切な成熟者」たる権利保障主体として指定するのかという問題へと論点が移行したのである。

結局、大人の場合にはみられない制限事由は挿入されず、子どもの平和的な集会の自由、結社の自由を国家が子どもの利益を保障することを目的として、制限することはできないことが確認され、国家は子どものかかる権利については「適切な成熟者」たりえないこととされた。そしてこのことと同時に、「適切な成熟者」として親が指定されたのである。このことは議論の第3番目の柱を検討することによって明らかにしていこう。

(iii) 親の権利について

子どもの精神的自由の行使に関わる親の権利についての規定は、米国による原案に存在していたことは先に述べたが、第1読会草案第7条 ter においては、規定されていない。このことは、親の権利が軽視されたということの意味するのではなく、米国原案にあった親の権利に関する規定が親の権利を一般的に規定する新しい一つの条

(第5条 bis)として起こされ、その結果、第7条 ter において規定されなくなってしまうというのがこの真相である。

親の権利に関する一般的な規定である第5条 bis は、子どもの精神的自由の提案にかかわる総論的審議のなされた会期と同じ第43会期において提案され審議されたが、第5条 bis の審議は同じ第43会期における子どもの精神的自由に関する条項の審議の以前になされていた。

第43会期において提出された原案は、オーストラリア・米国によるもので、次のようなものであった。

締約国は、本条約に列挙されている権利を子どもが享受することを援助するため、家族を、社会の自然かつ基礎的な単位として保護することを約束する。親または法定保護者は、子どもの保護、養育および成長に対する第一義的権利と責任を享受し、独立した大人に要求される技術と知識を子どもが発達させることを許容することの重要性に適切な配慮を払う³⁰⁾。

提案理由は、子どもの権利条約において、社会の自然かつ基礎的な単位としての家族が明確に保護されなければならない、ということであった。審議の過程で、同様の規定である第7条 bis 3項および第15条 3項(教育を受ける権利)との重複が問題となり、適用範囲の限定されているこれらの条項とは別個に、一般的な規定をおくことの是非が問題となった。第7条 bis 3項と統合すべきとの見解(オランダ、カナダ)、一般的な規定をおくべきとの見解(オーストリア)に別れ、結局、第2読会にまで問題を先送りするという事となった。しかし、この後に行われた子どもの精神的自由に関する米国の提案を受け、ノルウェー、アルゼンチン、カナダが、米国提案のなかにあった親の権利に関する項を、一般的な規定に格上げすべきとの見解を示し、次の会期に原案の提案がなされることとなった。第44会期においてオーストラリア・オーストリア・オランダ・米国の4カ国が共同して原案を提出した。

4カ国による提案は次のようなものであった。

本条約の締約国は、親および適当な場合には法定保護者の、子どもが本条約において列挙された権利を行使するに当たり、子どもの発達しつつある能力と合致する態様において、独立した大人に要求される技術と知識の発達を促進することの重要性に適切な配慮を払いながら子どもに指導を与える、権利及び義務を尊重しなければならない³¹⁾。

審議の過程のなかで、子どもの発達しつつある能力という概念が、親を第1義的な責任主体であると指定することと密接な関係があることが明らかにされている。

第44会期において第5条 bis に関する4カ国提案をなすにあたりオーストラリアは、

この条項は、条約のなかに二つの重要な概念を導入するものである。すなわち、

- (a) 子どもの発達しつつある能力および条約草案に列挙されている子どもの権利
- (b) 子どもを育て、子どもに対する第1義的な責任を有する親の権利と義務³²⁾

であると発言している。すなわち、子どもの能力は発達しつつあるものであり、子どもに権利を認めたととしてもその権利を子ども一人では十分に行使することはできず、従って適切な権利保障主体を指定しなければならないという問題に対し、親こそが権利保障主体であるとの見解を表明したものと解されるのである。さらに、「子どもの発達しつつある能力に力点が置かれていれば、親にも果たすべき役割がある」³³⁾との発言(発言国不明)がなされているのである。

子どもの権利行使と親の指導、助言権との関係については、第7条 bis が思い起こされ、結局、同項と同じ定式かがなされることとなった。

第5条 bis の出発点は、子どもの平和的な集会、結社の自由に関連して親の権利、義務を確定する作業にあり、子どもの精神的自由に関する全ての条項のなかに親の権利が個別的に規定されず、親の権利が一般的に規定されてしまったため分りにくくなってしまったものの、子どもが平和的集会の自由、結社の自由への権利を行使するに当たり、親が、「適切な成熟者」として指定されていることが理解できるのである。

しかし、親の権利および義務を国家が尊重しなければならないとし、専ら親の権利の対国家的な保障を規定する4カ国提案に対しては、西ドイツが難色を示した。西ドイツは、

本条約におけるいかなるものも、親および適当な場合には法定保護者の、子どもの養育と子どもの福祉のために要求される手段をとる権利および義務に影響を及ぼすものではない³⁴⁾。

との解釈規定を第22の2条として挿入すべきとの修正案

を提出した。子どもに精神的自由を認めることによって親の子どもに対する権利が後退することへの懸念を表明しているといえる。西ドイツは、第1読会草案テキストの採択に合意はしたものの、将来この条項を留保する可能性を採択の後に明らかにしており、残された問題となってしまった。

3. まとめ

子どもの精神的自由に関する条項は、今後、日本においても注目されるであろう。問題は、これらの条の意義を単に、子どもにも精神的自由が認められたという次元でつかまえることが妥当であるか否かということである。先に指摘したように、子どもにも人一般の人権が認められるべきことは、国際法の次元において確認された原則となっているのであり、従って、本条約案に人一般の人権が導入されたことそれ自体を持って、この条の意義ととらえることは十分でない。のみならず、このようなとらえ方は、子どもはその能力を発達させつつあるのだからこそ過ちを犯しうるものであり、「適切な成熟者」が必要なのであるという、審議過程や条項の中に示された子ども観を十分理解していないものといえる。

ここではむしろ、子ども、親、国家の三面関係のなかで、その能力を発達させつつある子どもが精神的自由を行使するに当たり、親と国家のどちらがそれに対して第1義的責任を有しているのかという権利保障主体の選択が、細くなくされていることにその意義を認めるべきであろう。

C 子どもの意見表明権の承認について

次に、子どもの意見表明権の承認の意義についての考察を行なおう。

1. 審議過程にみる原型と草案の意味

子どもの意見表明権を定める第7条は、以下のような構成をとっている。第1に、子ども一般に認められるのではなく「自己の見解をまとめる力のある」子どもに認められる権利であること、第2に、意見を表明することのできる対象が「すべての事柄」であること、第3に、表明された意見に「適切な比重がかけられなければならない」とし表明された意見の取り扱われ方を明記していることである。この条は、1979年ポーランド原案から同様の規定が存在し、審議を開始して間もない1981年に採択されている。この条項の審議の過程の中で提出された対案は、ポーランド修正案、オーストリア代表提案、デンマーク代理人提案、米国代表修正案³⁵⁾であった。いずれも国連人権委員会第37会期(1981)に提出されたものである。

先に指摘したように、これまで子どもの権利に関する総合的な国際文書が子どもを保護の対象としてのみとらえ、権利行使の主体として捉えてこなかったのに比べると、この条は本条約案の大きな特徴を形成する条項の一つとなっている。しかし、この条においては、意見表明の相手方が特定されていない上、「適切な比重をかける」ということ具体的な内容が明らかでない。さらには、見解を表明することのできる対象が「すべての事柄」となっているため内容が非常に曖昧となっている。そこで、審議過程を点検することにより、この条の原型を鮮明にする必要がある。

このような観点から、第1に指摘しておかなければならないのは、この条が、原案においては、意見を表明することのできる対象を「自己の人格に関わる事柄」と特定していたということである。4つの提案はいずれも、「自己の人格に関わる事柄」を対象としていた。しかし、この文言に付随していた列举の例の内容が提案により異なっていた。すなわち、ポーランドおよびオーストラリアは「結婚」「職業の選択」「医療的措置」「教育および余暇」を例としてあげていた。米国は、これらの例の他にさらに「宗教的および社会的信条、良心」「文化的、芸術的事柄」「旅行」「居所」を例として加えていた。(なお、デンマークは例を列举していない。)審議の過程でこの列举の是非が問題となった。列举がなされることにより、「自己の人格に関わる事柄」の内容が限定的に解されてしまうのではないかと懸念から、列举を削除すべしとの意見が多く代理人からなされた。米国がこれに対し反論し、例を列举しないのであれば、「事柄」の前に「すべての」という文言を挿入すべきとした。結局採択された文書は、「人格に関わる」という文言が外され「すべての事柄」という文言となってしまった。

第2に指摘しておかなければならないのは、「人格に関わる事柄」が見解表明の対象であったことに対応して、見解表明の相手方として子どもの親をそもそもは想定していたと解されるということである。デンマーク提案は次のようなものであった。

親または他の保護者は、子どもの人格に関わる事柄についての決定をなす権利と義務とを有する。しかし、子どもはできるだけ早期に、これらの事柄について影響力を持たなければならない。親または他の保護者は、子どもに成長したものの生活を準備させるという目的のために、人格に関わる事柄に対し、子どもが年齢を経るに従い、より多くの責任を子どもに与えなければならない³⁶⁾。

この提案の特徴は、子どもの人格に関わる事柄を「親」が決定する権利を有していることを明示している点にある。審議過程をみると、意見表明の対象と相手方について、この条が、そもそも親が子どもの人格に関わる事項を決定する権利を有することを前提としながら、親を予定していたということが理解できる。この条は、人格的な事柄について、子ども自身が最終的に決定する権利を有することを認めているのではなく、親が最終的な決定権をもつということを前提としているというが理解できる。

第3に指摘すべき点は、「子どもの年齢と成熟に応じて適切な比重をかける」ということの具体的な内容をどのように理解すればよいのかについては審議過程の中からは判然としないということである。

「適切な比重をかけなければならない」という文言は米国、ポーランドの提案の中にはみられなかった。この文言はオーストラリア提案に入っていた。また、デンマークは、「子どもは、できるだけ早期に、これらの事柄について影響力を持たなければならない」しかも「年齢を経るに従い……より多くの責任を子どもに与えなければならない。」との規定を提案していた。これは「自己の人格に関わる事柄について自己の意見を表明する権利を有していると宣言するのでは、不十分」であり、「できるだけ早期に、影響を与えるという概念が、拡大されなければならない」³⁷⁾という意見に根拠をおいていた。

オーストラリアが提案した規定とデンマーク提案の中の「影響を与える」という規定は同義ではないかと考えられるが、「より多くの責任を与える」というデンマーク提案は多分に親に最終的な決定権を委ねていることと多分に矛盾する側面を持ち合わせているものと考えられる。オーストラリア提案とデンマーク提案との関係、さらに、この二つと他の提案との関係について、どのような議論がなされたのかは、議事録には記載されておらず、また、「適切な比重をかける」ということの具体的な意味についても記載されていないのである。

ここでは、第1に、親が子どもに替わって最終的な判断を下す場合に、子どもの意見を考慮事項としなければならないということが規定されているということ、第2に、審議過程から「適切な比重をかける」ということの具体的な内容に明確な意味を付与することはできないということ、を指摘しておこう。

以上のように、第7条の原型は、子ども自身に最終的な決定権を与えるのではなく、子どもに替わって子どもの人格に関わる事柄について親が最終的に判断する場合に、親の決定のあり方を、子どもに意見表明権を与え、子

どもの意見を親に必要的に考慮させることによって規律せんとする条項であったことが理解できる。

そして、このように第7条の原型を理解するとすれば、意見表明の対象が「子どもの人格に関わる事項」から「すべての事柄」へと修正され、それにともない、意見表明の相手方が親から特定されることのないすべての人、機関へと潜在的に変化したため、この条は、子どもに替わって子どもの権利を行使する主体と子どもとの関係を規律する総則的な条項となったということが指摘できる。

2. 条約案全体に占める位置(1)……第3条2項との関係

以上のように、第7条を理解するとして、次に、条約案全体の中に占める位置についての、他の条項との関係を整理しながら考察を行なう。

この条と類似した規定を持つ条項として、第3条2項がある。第3条2項は、「自己の意見をまとめる力のある子ども」が「行政上または司法上の手続きにおいて」自己の意見を表明する機会が与えられることを定めた規定である。意見表明の相手方が特定されており、それに従い意見表明の対象も特定されるため、第7条を受けた各論的規定となるわけである。が、審議過程からみて、第7条は、総則的規定であると同時に、第3条2項によってはカバーされない第7条の原型をも含むものと理解できる³⁸⁾。

3. 条約案全体に占める位置(2)……子どもの最善の利益との関係

次に問題となるのは、第7条と同様に、子どもの権利保障主体と子どもとの関係を規律することを目的とし、子どもに関するすべての活動につき、「子どもの最善の利益が第1義的に考慮される」ことを定めた第3条1項との関係が問題となる。すなわち、子どもの最善の利益を第1義的に考慮されることと、「自己の意見をまとめる力のある」子どもの表明した意見に「適切な比重をかける」こととの関係が考えられなくてはならない。

審議過程においても、このことが問題となり、次のように表現された。

採択されたテキストは、法的小および行政手続きにおける禁反言に関する一般的ルールと両立するか否かを決定するために、法的観点から注意深く審査される必要がある³⁹⁾。(発言国不明)

また、第7条が審議され、採択されたのは第37会期であったが、その7年後の第44会期において、モロッコも次のような疑問を提示している。

3条および7条の規定をあわせると以下の結果が生じる。

(a) 子どもの最善の利益は他の考慮に優るものである。

(b) 自らの意見をまとめる力のある子どもは、法的手続きの中で聴聞される。

以上のルールは、子どもの最善の利益と自らの意見をまとめる子どもの力の評価の問題を引きおこす⁴⁰⁾。

二つの意見は、同じ問題を別の方法で表現しているものと考えられる。前者の見解は、つまり、子どもによって見解に適切な比重をかけたことにより、子どもの最善の利益に反する結果が生じた場合、第7条を根拠に法的責任を免れえるのか、という問題を提示している。後者の見解は、権利保障主体の見いだした子どもの最善の利益と子どもの表明した意見とが矛盾する場合に、どちらを優先すべきかという問題を提示している。

子どもの最善の利益を第1義的に考慮すべきとする第3条2項と、子どもの表明した意見に適切な比重をかけなければならないという第7条との関係を、審議過程の中でどの様に理解したのだろうか。

このことへのワーキンググループの解答は、第3条2項における議論の中で提示されている。子どもの見解を聞くことなくして、子どもの最善の利益を発見することはできない、というのがその解答である⁴¹⁾。が、両者が矛盾した場合についてどのように取り扱うべきか、どちらの条項が優先するのかということへの明確な解答は、審議の中で示されていない。

しかし、子どもの権利宣言以来、子どもに最善のものを付与する義務を大人と国がおっており、そのために、権利保障主体は、子どもに代わって子どもの最善の利益を発見しなければならないというのが、子どもの権利保障の国際的文書における考え方の基本であった。これは、子どもがまだ未熟であり、子ども自身が自らの最善の利益を発見することはできないということにその根拠がある。この伝統的な構成に従えば、「自己の意見をまとめる力のある子ども」というのは、自己の最善の利益を発見する能力にかけもの「自己の意見をまとめる力」のある子どもという意味であると考えられる。従って、権利保障主体によって見いだされた最善の利益と子どもの表明した意見とが矛盾する場合、やはり、前者が優先するものといえる。

この意味において、本条項が、子どもの自己決定権を認めたものであるといった理解は間違っているものと考

えられよう。

4. 条約案全体に占める位置(3)……第7条 bis, 第7条 ter との関係

最後に問題となるのが、子どもの精神的自由を規定した第7条 bis, 第7条 ter との関係である。

両者は、一見同じことを表現したような規定ともたれなくはなく、また、第7条が、第7条 ter, 第7条 bis を前提としているともとれるようである。しかし、両者の成立過程をみるとそのようにはいえず、少なからず、矛盾する側面を持つ条項であることが理解できる。

すなわち、先に指摘したとおり、第7条は、子ども以外のものがそれに代わって子どもに関わる決定をなすことを前提としており、その決定に対し、自らの意見をまとめる力のある子どもが、自己の意見を表明することができることを規定している条項であり、実体的権利というよりは手続き的権利を定めたものともいえる。これに対し、精神的自由を定めた第7条 ter, 第7条 bis は、最終的には子どもが自己の決定に従い精神的自由を行使するものとし、行使の過程のなかで親が指導、助言をなすことができるということを定めており、子どもにとっては実体的権利といえる。

この様に、最終的決定権限が、子どもにあるのか、それとも、大人、機関にあるのかということにより、意見表明と、精神的自由とは決定的に構成が異なっているとわざるをえない。このことを権利保障主体の側からいえば、自己が子どもに代わって決定をなすことにより子どもの権利保障をなすのか、それとも、子どもの権利行使に当たって助言と指導をなすことによって子どもの権利保障をなすのかという構成の違いとなって現れているのである。つまり、精神的自由に関する親による子どもの権利保障のあり方と、意見表明権に現れているそのあり方とは、異なるものであり、権利保障主体と子どもとの関係をめぐり、二つの権利保障の型が示されているのである。

第7条においては「全ての事柄」と規定してしまっているため、この中に、信条や表現の内容が含まれるとすれば、実は、第7条 ter, 第7条 bis において精神的自由を子どもに認めたことと矛盾する結果が生じることとなる。第7条と、第7条 ter, 第7条 bis それぞれが働く固有の領域について、より詳細な議論が実は必要であるということが理解できる。また、場合によっては、司法上、行政上の取扱における子どもの意見表明権を規定した第3条2項のみを残し、親と子どもとの関係を含め規律している一般的規定である第7条を削除するか、あるいは、第7条を残し、親の助言・指導権を定めた第5条および

それに類似する他の条項を削除するかという大胆な修正も有り得ると見てよいのではなからうか。

しかし、残念ながらこの点について、審議された形跡はない。残された大きな問題となっている。

III ま と め

子どもの権利の国際的保障の動向に新たな1ページを加えるものと考えられる本条約の第1読会草案について、とりわけ、子どもの精神的自由、子どもの意見表明権を中心にしてその意義を考察してきた。この段階で、条約案全体の意義の評価をすることは困難であるが、あえて行えば次のようになろう。

子どもの権利宣言以来、「子どもの最善の利益」を指導原理としてきた子どもの権利に関する国際文書の流れのなかにおいてみたとき、これまで十分とはいえなかった権利保障主体との関係において子どもの権利の実現をはかるという視点が徹底して貫かれているということである。子どもの市民的自由、子どもの意見表明権の承認は、権利保障の客体としてとらえてきた子どもを権利行使の主体としてとらえるという点において、これまでの国際文書における子ども観とは大きく異なるようにも見える。しかし、このように見える場合についても、子どもはその能力を発達させつつあるのだという伝統的な子ども観を維持しながら、子どもをめぐる国家と親との間の緊張関係を規律し、あるいは、権利保障の具体的なあり方を規律せんとする意図が貫かれていることを審議の過程のなかにみることができるのである。

本条約において子どもの権利ごとに権利保障主体と権利保障のあり方が定められているが、それらを総合して、国際子ども法における、子ども、親、国家の三面関係を総体としてとらえる作業は、今後の魅力ある課題として残されている⁴²⁾。

《註》

- 1) 永井憲一監修『教育条約集』(1987)に掲載されている国際文書参照。
- 2) ポーランド提案に対する各国の反応については、今井直、喜多明人他「子どもの権利と児童の権利宣言条約化の動向」日本教育学会第38回大会報告書(タイプ版)1979年8月、3頁以下参照。
- 3) 1979年に提出されたポーランド原案は、「子ども白書」1980年版、466頁以下に掲載されている。なお、子どもの権利宣言と1979年ポーランド原案との比較については、喜多明人「国連・児童の権利条約(案)の研究—その1」立正大学『文学部論叢』第77号、1983年、83頁以下参照。喜多氏は「すでに原型をとどめておらず、まったく新しい条約案に生まれ変わったといつてよい」(同89頁)と評価している。
- 4) 本条約において採用された審議方法は、ポーランド原案を逐条的に審議し、各々の条項につき、訂正の必要のある場合には訂正を、そして各々の条項に関連する事柄を付加する必要がある場合には付加を行い、その上で、各条ごとにワーキンググループにおいて採択を行うという方式である。
- 5) 以下の分類はWalter H. Bennett, Jr. "A Critique of the Emerging Convention on the Rights of the Child" 20 Cornell International Law Rev. 1. 1987. 18による。
- 6) 前文と全10箇条からなる「子どもの権利宣言」(Declaration of the Rights of the Child)において市民的自由と明確に関係のある条項は、人種、性、言語、政治的意見等に基づく差別の禁止を述べている第1条および、子どもの出生時から国籍をもつ権利を述べている第3条だけである。なお、第10条では「人種的、宗教的その他の形態による差別を助長するおそれのある慣行」から子どもの保護が、第2条では「自由と尊厳の状態の下」における子どもの成長の保障がうたわれている。
- 7) 精神的自由と意見表明権が明記されていることが本条約案の特徴となっているのだが、このことの意義については後に詳しく考察する。
- 8) 子どもの権利宣言における唯一の例外は、第7条における以下の定めである。「子どもの教育および指導について責任を有するものは、児童の最善の利益をその指導原則としなければならない。その責任は、まず第1に子どもの親にある。」
- 9) なお、「子どもの権利ごと」とことわってあるのは、本条約が、親・国家・子どもの三者の関係につき、ある一つの体系的な見方をもって作成されているのではないからである。
- 10) 例えば、締約国が15歳以上18歳未満の子どもを新兵徴募する場合、最年長のものを優先して徴募するよう努めなければならない、との条項(第20条)をおいているが、これは、「1949年8月12日ジュネーブ諸条約に追加される国際的武力紛争の犠牲者に関する議定書(1977)」の条項と同じである。
- 11) なお、本条約案においては、かかる後退があっても、子どもの権利保障に差障りがないように、締約国の法および国際条約、協定に含まれる条項が、子どもの権利実現により貢献する場合、これらの条項

に「本条約のいかなる規定も、……影響を与えない」という規定（第21条）をおいている。とはいえ、例えば、「就業の最低年齢に関する条約」においては、就業最低年齢は義務教育修了年齢を下回ってはならないとされている（第2条3項）が、本条約においては、最低就業年齢を規定することを締約国に義務づけているだけであって、具体的な年齢、基準を明示しているわけでない。総合的な条約においてどのレベルまで規定すべきかという問題と密接に絡んでくる問題である。新兵徴募については具体的な年齢を明示し（註10）参照）、就業最低年齢についてはそうしないなど、一貫性が見られない。

12) 例えば障害児についての権利を第12条において明示しているが、これまで、障害者については、「身障者の権利宣言」（1975）および「精神遅滞者の権利宣言」（1971）があったのみである。

13) 条約作成手続きについて註4）参照。ポーランド原案に新しい条項を「張り付けていく」という手続きに基づいて条約案作成作業が行われているため、このような結果が生じていることについて、see, Bennet. W.H., Jr, supra note 5, at 36. なお、このような手続きをとっているため、レベルの違う権利が条約の中に並列されることになってしまったことも同氏は指摘している。（ibd. at 37.）また、資料2として添付した「国連・子どもの権利条約第1読会草案の採択経過一覧」（喜多明人氏作成。「教育評論」1988年9月号22, 23頁）において、bis, ter等の記号がついていない条項がポーランド原案であり、記号がついているのがその後それに付加されていった条項である。表を見てわかるように、審議が経過するにつれ、次第に条約案の内容が増えていっている。しかし、この付加の仕方について、条約の最終的な姿を見通した上の、明確な方針があったわけでない。本文において「結果として」と表現したのはこの様な事情を考慮してのことである。

14) 以下本文において言及する本条約案における条項については、資料1として日本語訳と原文（英語）とを掲載した。

15) E/CN. 4/1984/L. 1, p. 5.

16) E/CN. 4/1984/L. 1, p. 8.

17) 両条約における規定は以下の通りである。

・市民的及び政治的権利に関する国際規約第18条4項

この規約の締約国は、親および場合により法定保護者が、自己の信念に従って子どもの宗教的および

道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。

・「宗教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」第5条2項

すべての子どもは、親または場合により法定保護者の願望に応じた宗教または信念についての教育にアクセスする権利を享有し、親または法定保護者の願望に反する宗教または信念についての教育を受けることを強制されない。その際、子どもの最善の利益を指導原則とする。

18) 市民的及び政治的権利に関する国際規約においては、思想、良心及び宗教の自由の国家による制約について、以下の条項が用意されている。

第18条3項

宗教または信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康もしくは道徳または他の者の基本的な権利および自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

19) E/CN. 4/1987/25, p. 26.

20) ibd. p. 27.

21) E/CN. 4/1983/62, p. 5.

22) ibd.

23) ibd.

24) Bennet. W.H, Jr, supra note 5, at 27.

25) E/CN. 4/1987/25, p. 27.

26) E/CN. 4/1988/28, p. 13.

27) ibd.

28) ibd. p. 24.

29) ibd.

30) E/CN. 4/1987/25, p. 24.

31) E/CN. 4/1988/28, p. 8.

32) ibd.

33) ibd.

34) ibd.

35) E/CN. 4/L.1575, p. 13.

36) ibd.

37) ibd.

38) 従って、第7条と第3条2項とは異なった位置に配置されるべきでなく、同じ条の1項2項として配列されるべきということになる。

39) E/CN. 4/L. 1575, p. 13.

40) E/CN. 4/1988/28, p. 12.

41) E/CN. 4/L. 1575, p. 5.

42) 本稿の執筆を開始（1989年3月10日）する直前の

3月8日に第2読会草案が人権委員会総会において採択されていたことが判明した。第2読会草案と採択草案とはただ一語をのぞき全く同じであった。第2読会草案と第1読会草案との比較等は、差し迫った課題となっている。本年5月5日に教育法学会において荒牧重人氏との共同報告が予定されているので、そのときに期したい。なお、国際教育法研究会のメンバーとの共同討議から大いに啓発され、本稿を執筆することができたことをここに付け加えておく。

資料1

第3条 1. 子どもに関するすべての活動においてその活動が公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所または行政当局によってなされたに関わらず、子どもの最善の利益が第1に考慮される。

2. 自己の意見をまとめる力のある子どもに影響を及ぼすあらゆる司法上または行政上の手続きにおいて、子どもは、その手続きの当事者の一人として、直接的もしくは代理人を通じて間接的に自己の意見を表明する機会が与えられる。そして、それらの意見は、締約国において適用される法律に従った手続と矛盾しない方法で、権限ある機関によって考慮されなければならない。

(3項, 4項略)

第5条 bis 本条約の締約国は、この条約において認められる権利を子どもが行使するに当たり、親または適当な場合には法定保護者もしくは子どもに対して法的な責任を有しているものが、子どもの発達しつつある能力に相応する仕方での適切な指導と助言を行う責任、権利および義務を尊重する。

第7条 本条約の締約国は、自己の意見をまとめる力のある子どもに対して、あらゆる問題に自由に意見を表明する権利を保障する。その際、子どもの要望に、年齢と成熟に従い、適切な比重をかけるものとする。

第7条 a 1. 子どもは、表現の自由への権利を有する。この権利は口頭、手書きもしくは印刷、芸術の形態または子どもが選択する他の方法により、国境との関わりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受けおよび伝える自由を含む。

2. この権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、以下の目的のために必要とされるものに限られる。

- (a) 他者の権利と信用の尊重
- (b) 国の安全、公の秩序または公衆の健康もしくは道

徳の保護

第7条 bis 1. 本条約の締約国は、子どもの思想、良心および宗教の自由への権利を尊重する。

2. この権利は、特に宗教もしくは自己の選択したいかなる信念をも有する自由あるいは採用する自由、公共の安全、公の秩序、公衆の健康および道徳の保護のために必要な法律で定める制約のみを受けて自己の信教もしくは信念を個人的ないし他者と共同して、公的あるいは私的に表明する権利、さらに宗教もしくは信念についての教育へアクセスする権利を含む。

3. 締約国は、子どもが自己の権利を行使する際に、親および適用可能な場合には法定保護者が、子どもに対して、その発達しつつある能力と相応する仕方での指導を与える権利および義務を尊重する。

4. 締約国は、子どもおよび親、そして適用可能な場合には法定保護者が、彼らの選択した信念に従い、子どもの宗教教育および道徳教育を確保する自由を等しく尊重する。

第7条 ter 1. 本条約の締約国は、子どもの結社の自由および平和的な集会の自由への権利を認める。

2. これらの権利の行使については、法律で定める制限であって、国の安全もしくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康もしくは道徳の保護、または他者の権利及び自由の保護のため、民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

なお、原文(英語)は以下の通り。

Article 3

1. In all actions concerning children, whether undertaken by public or private social welfare institutions, courts of law, or administrative authorities, the best interest of the child shall be a primary consideration.

2. In all judicial or administrative proceedings affecting a child that is capable of forming his own views, an opportunity shall be provided for the views of the child to be heard, either directly or indirectly through a representative, as a party to the proceedings, and those views shall be taken into consideration by the competent authorities, in a manner consistent with the procedures followed in State Party for the application of its legislation.

(3項4項略)

Article 5bis

子どもの権利条約第1読会草案の研究

国連・子どもの権利条約第1読会草案の条文採択経過一覧
(1988年2月5日、国連人権委員会ワーキング・グループ採択)

通し 番号	分野	条 項	条 文 見 出 し ・ 内 容 事 項	採択年(西暦)													
				採択年(西暦)	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88			
				人権委・会期	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44			
				採択条文数	(4)	1 (5)	6	3	4	4	5	7	5	16 (1)			
1	前 文	1項	国連憲章・尊厳・平等権	○													
2		2項	国連憲章・基本的人権、人間の尊厳と価値	○													
3		3項	世界人権宣言・国際人権規約・無差別平等の権利と自由	○													
4		4項	世界人権宣言・子ども時代への特別な配慮と援助	○													
5		5項	自然的環境としての家庭への保護と援助	○													
6		6項	子どもの権利宣言・全面発達への特別な配慮、法的保護	○													
7		7項	子どもにとっての家庭環境の意義	○													
8		8項	困難な条件下の子どもへの特別な配慮	○											○		
9		9項	子どもの権利宣言、国際人権規約の特別配慮明示	○													
10		10項	国連憲章・社会的自立、平和、尊厳、自由	○													
1	総 則 的 規 定	1条	子どもの定義	○													
2		同bis	子どもの生命への権利												○		
3		2条	名前・国籍を得る権利		△	○											
4		3条	子どもの最善の利益			○											
5		4条	無差別平等保障			○											
6		5条	行政・法的措置			○											
7		同bis	親その他の者の権利			○									○		
8	家 庭	6条	親のケアを受ける権利				△	○									
9		同bis	家族再会					○						▲			
10		同ter	子どもの略奪防止					○									
11	市 民 的 自 由	7条	意見表明権			○											
12		同a	表現の自由											○			
13		同bis	思想・良心・宗教への権利						○								
14		同ter	結社、集会の自由											○			
15		同quater	私生活、通信、名誉の保護											○			
16	家 庭	8条	親の第一次ケア責任			○											
17		同bis	侮辱、虐待、放任等からの保護						○								
18	情 報	9条	情報へのアクセス						○					▲			
19		同bis	身元保全								○						
20	家 庭	10条	代替家庭ケア				○							▲			
21		11条	養子縁組				○										
22		同bis	難民児童の保護、ケア				○										
23	医 療	12条	障害児の権利			△	○										
24		同bis	保健・医療への権利							○			▲	▲			
25		同ter	定期的審査								○						
26	福 祉	13条	社会保障への権利						○								
27		14条	生活水準への権利							○				▲			
28	教 育 ・ 文 化	15条	教育への権利							○							
29		16条	教育の目的							○				▲			
30		同bis	少数民族、先住民の権利											○			
31		17条	休息、遊び、文化への権利							○							
32	医 療 ・ 労 働	18条	搾取、有害労働からの保護									○					
33		同bis	麻薬、向精神薬からの保護									○					
34		同ter	性的搾取、虐待からの保護									○					
35		同quater	子どもの誘拐、売買の防止									○					
36		同quinto	あらゆる搾取からの保護									○					
37		同sixt	心身の回復と社会復帰									○					
38	少 年 刑 事	19条	刑事訴追児童の権利									○					
39	平 和	20条	武力紛争からの保護									○		▲			
40	実 施 措 置	21条	既存の権利の確保									○					
41		同bis	条約告知義務									○					
42		22条	子どもの権利委員会の設置と運営											○			
43		23条	当事国の報告義務と委員会の権限											○			
44		24条	専門機関、ユニセフの役割と委員会の勧告権											○			
45	最 終 条 項	25条	署名、批准、加入、寄託											○			
46		26条	改正											○			
47		27条	効力発生											○			
48		28条	留保											○			
49		29条	廃棄											○			
50		30条	国連事務総長による通報											○			
51		31条	正文											○			

○採択 △部分採択 ▲追加部分採択 (1988. 7. 喜多明人作成)

The States Parties to the present Convention shall respect the responsibilities, rights, and duties of parents or, where applicable, legal guardians or other individuals legally responsible for the child to provide, in a manner consistent with the evolving capacities of the child, appropriate direction and guidance in the exercise by the child of the rights recognized in the present Convention.

Article 7

The State parties to the present Convention shall assure to the child who is capable of forming his own views the right to express his opinion freely in all matters, the wishes of the child being given due weight in accordance with his age and maturity.

Article 7a

1. The child shall have the right to freedom of expression ; this right shall include freedom to seek, receive and impart information and ideas of all kinds, regardless of frontiers, either orally, in writing or in print, in the form of art, or through any other media of the child's choice.

2. The exercise of this right may be subject to certain restrictions, but these shall only be such as are provided by law and are necessary :

- (a) for respect of the rights and reputations of others ; or
- (b) for the protection of national security or of public order (order public), or of public health or morals.

Article 7bis

1. The States parties to the present Convention shall respect the right of the child to freedom of

thought, conscience and religion.

2. This right shall include in particular the freedom to have or to adopt a religion or whatsoever belief of his choice and freedom, either individually or in community with others and in public or private, to manifest his religion or belief, subject only to such limitations as are prescribed by law and necessary to protect public safety, order, health and morals ; and the right to have access to education in the matter of religion or belief.

3. The States Parties shall respect the rights and duties of parents and, where applicable, legal guardians, to provide direction to the child in the exercise of his right in a manner consistent with the evolving capacities of the child.

4. The States Parties shall equally respect the liberty of the child and his parents and, where applicable, legal guardians, to ensure the religious and moral education of the child in conformity with conviction of their choice.

Article 7ter

1. The States Parties to the present Convention recognize the right of the child to freedom of association and to freedom of peaceful assembly.

2. No restriction may be placed on the exercise of these rights other than those imposed in conformity with the law and which are necessary in a democratic society in the interests of national security or public safety, public order (ordre public), the protection of public health or morals or the protection of the rights of others.